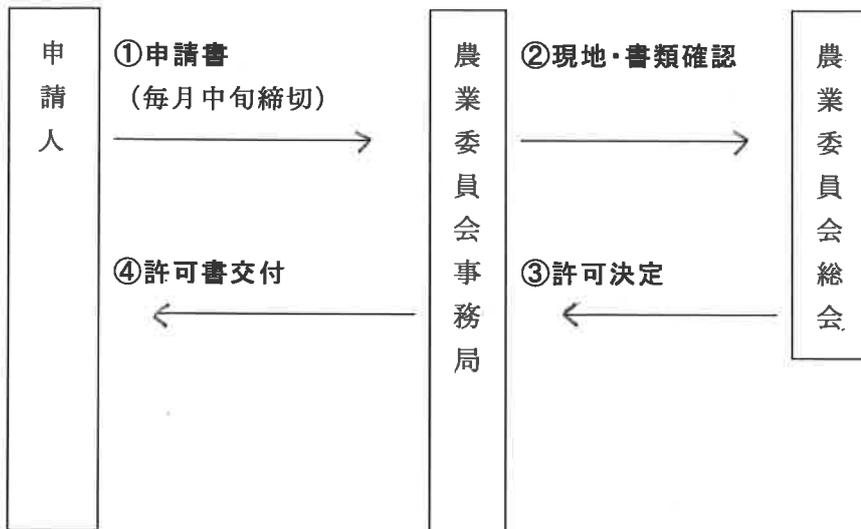


## 農地法第3条許可申請書の許可までの流れ

### ◎農地法第3条許可申請



農地法第3条申請 提出書類（2部提出 {申請書分・許可書分}）

	必 要 提 出 書 類	申請書分	許可書分
1	農地法第3条の許可申請書 ※①	○	○
2	全部事項証明（原本）【美濃加茂法務局で取得】 （登記簿の記載住所と申請住所が相違する場合は住民票抄本）	○	
3	誓約書	○	
4	申請地案内図（住宅地図・字絵図）	○	○
5	農業委員の確認書	○	
6	組合員資格得喪通知（土地改良法）	○	
7	耕作証明（譲受人が町外在住者の場合）	○	
8	営農計画書 （譲受人が、新規で農業を始める場合及び町外在住者の場合）	○	
9	課税台帳の写し（農業者年金に係る経営移譲の場合）	○	

※ 1の申請書が2枚以上に分かれる場合は、割り印を押印していただきますようお願いします。

誓 約 書

平成 年 月 日

川辺町農業委員会会長様

住 所  
[ 譲受 (借) 人 ]  
氏 名 印

別記土地を農地法第3条の許可により取得することについて、下記事項を確実に守ることを約束します。

1. 取得後は農地の管理を十分おこない、所定の収穫を得るよう耕作に精進します。
2. 地元農事改良組合、農協等、農業推進の事業には全面的に協力します。
3. 用排水路、道路及び公共事業がある場合は協力します。
4. 土地改良事業に係る土地について、賦課金は移転後の分につき、私が責任をもって支払います。
5. 国及び地方公共団体の農業施策には、全面的に協力します。
6. 申請土地の無断転用及び転売はいたしません。
7. 諸農業法令を遵守します。
8. その他必要と見なす事項については、農業委員会等と協議をして迷惑は絶対にお掛けしません。

土地の表示

川辺町

# 農 業 委 員 確 認 書

地元農業委員 様

(申請人) 譲渡人 住 所  
氏 名  
譲受人 住 所  
氏 名

㊟

㊟

## 農地法第3条の規定による許可申請について

上記(申請人)両者の申請に基づき、下記農地の 権を したいの  
で、農地法第3条の規定による許可申請書を提出することを確認願います。

### 記

大 字	字	地 番	地目	地積 (㎡)	潰 廃 目 的			耕 作 者
					住宅敷地	工場	他	

譲受人耕作面積	田 (㎡)	畑 (㎡)	計	農 業 従 事 者	
自作地				男 人	女 人
借入地					
貸付地					

上記申請書が提出されることを確認します。

平成 年 月 日

地元農業委員

㊟

## 組合員資格得喪の通知書

令和 年 月 日

川辺町木曾川右岸用水土地改良区  
理事長 佐藤 光宏 様

現資格者 (喪失)

住 所

氏 名

組合員コード ( )

㊦

新資格者 (取得)

住 所

ふりがな

氏 名

組合員コード ( )

㊦

生年月日 昭和 平成 年 月 日生

電 話 ( ) -

私が所有 (使用収益) している土地の全部 (一部) について組合員資格に異動が生じましたので、土地改良法第43条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 当該農地の表示

加茂郡川辺町

大字	字	地番	地目	用途	地積(m <sup>2</sup> )	摘 要

※ 筆数が多い場合は別紙としてください。

2 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原 因 (該当する項目にチェックしてください。)

- 現組合員死亡  相続  売買  交換  贈与  経営移譲 (農業者年金受給を含む。)  
 使用収益権の設定  その他 ( )

(2) 時 期

令和 年 月 日

事務局処理

受 付	チェック欄
	<input type="checkbox"/> 組合員名簿 <input type="checkbox"/> 土地原簿 <input type="checkbox"/> 賦課台帳 (口座) <input type="checkbox"/> 区域図 <input type="checkbox"/>

## 附 記

### 1 組合員の資格得喪の通知義務について

本通知書は、土地改良区の組合員資格の異動について、土地改良法第43条の規定に基づき土地改良区に通知するもので、当事者(組合員資格を取得した方と組合員資格を喪失した方)が連署して提出することが義務づけられています。

なお、農地中間管理機構を介した農地の貸借に係る組合員資格の得喪通知については、県知事の指定を受けた公的機関である農地中間管理機構が当事者の意思を確認のうえ、単独で通知を行うことが可能となります。

#### 土地改良法抜粋

##### (組合員の資格得喪の通知義務)

第 43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者はその旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもって第三者に対抗することができない。

3 農地中間管理機構が土地改良区の地区内にある土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した場合において、当該資格の得喪についてその土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構及び当該土地の全部又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は取得した者は、それぞれ第1項の規定による通知をしたものとみなす。

### 2 権利義務の承継及び決済について

土地改良区の組合員がその資格に係る地区内の農用地の権利変動(所有権や賃借地に係る使用収益権など)により組合員資格を失った場合は、その土地についての権利の承継により、新たに組合員たる資格を取得した者に移転することになります。

なお、承継する権利義務の範囲は、財産的権利義務の一切であり、これには前組合員の滞納金も含まれます。

#### 土地改良法抜粋

##### (権利義務の承継及び決済)

第 42条 土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合は、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第3条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

2 土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第3条に規定する資格の交替がないときは、その者及び土地改良区はその土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

### 3 提出先

☎ 5 0 9 - 0 3 9 3

岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1 5 1 8 番地 4

川辺町木曾川右岸用水土地改良区

電話 (0 5 7 4) 5 3 - 3 3 5 3

## 組合員の皆さまへ（土地改良区の概要）

### 1 土地改良区とは

土地改良区は、公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織（土地改良事業のみを行う団体）であり、土地改良法により特別にその成立を認められている法人です。

### 2 土地改良事業

当土地改良区は、土地改良法に基づき昭和44年4月3日に設立認可され、これまでに独立行政法人水資源機構による木曾川右岸用水事業と併せて県営圃場整備事業及び県営畑地帯総合土地改良事業を施工し、区画整理・用排水路工事、換地処分登記までの事業が平成3年度に完了しています。

現在はこれらの事業により造成された施設（かんがい施設）の維持管理のほか、木曾川右岸用水の配水調整及びこれら事業に要する費用等の賦課徴収を行っています。

### 3 土地改良区の地区及び組合員

土地改良事業は、土地のつながりや水系により一定の地域を受益地とする必要があり、土地改良法に基づき地区内の農業者の3分の2以上の同意で実施されています。よって、土地改良事業により利益を受ける地区内の農業者（土地改良法第3条に規定する資格を有する者）は事業の同意・不同意にかかわらず当然加入の制度がとられ、その脱退加入については任意には行い得ないものとなります。

### 4 組合員の経費負担（賦課金）

事業に要する経費の負担（賦課徴収）は、土地改良区の地区内の土地に係る組合員が対象となります。賦課は土地改良区定款及び毎年度の総代会で議決された「賦課金の賦課徴収方法」の定めるところにより、組合員ごとの賦課金額を計算し、これを賦課金通知書で期限を定めて組合員に通知します。

なお、組合員が負担する経費のうち経常賦課金は、土地改良施設（かんがい施設）の維持管理費及び土地改良区の運営資金に充てるために組合員から徴収するもので、耕作の有無に関係なく、地区内の農地に面積割で賦課されます。（これは半永久的に続くものとご理解ください。）

特別賦課金は、土地改良施設の大規模な補修や更新に係る経費として、事業の実施に応じて地区内の農地に面積割で賦課されます。

### 5 賦課金通知書の発行

賦課金通知書は、例年6月1日及び12月1日の年2回発行しております。

現行では経常賦課金として年間1,000㎡あたり6,500円をお願いしております。また、一部の揚水機掛かりの地区については、揚水機に要した運転経費を別途お願いしております。

土地改良区は公共の利益を目的とした団体であり、土地改良区が事業を遂行するための経済的基礎を確保する見地から、賦課金に滞納があった場合には行政上の強制執行により徴収することが可能となりますので、指定された期限までに納入をお願いします。

賦課金納入先は、大垣共立銀行川辺支店、東濃信用金庫川辺支店、めぐみの農業共同組合ひすい支店、川辺町役場会計窓口、土地改良区事務局のいずれかとなります。

賦課金の納入には、便利な口座振替をおすすめします。

6 組合員の資格得喪の通知義務について

土地改良区の組合員資格に異動が生じた場合は、「組合員資格得喪の通知書」を当事者（組合員資格を取得した方と組合員資格を喪失した方）が連署して提出してください。

7 土地改良区の地区からの除外について

土地改良区の地区内の農地を転用される場合は、あらかじめ「地区除外申請書」及び「農地転用等の通知書」の提出してください。

この場合、土地改良区の事業に与える影響を考慮し、組合員又は転用関係者に対し必要な措置を講じていただくこととなりますので、事前にご相談をお願いします。

また、土地改良区からの地区除外により、1㎡あたり200円の転用決済金の納付が必要となります。

8 連絡（お問い合わせ先）

☎509-0393

岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518番地4

川辺町木曾川右岸用水土地改良区

電話（0574）53-3353